

中東インフルエンサーを活用した観光プロモーション事業 企画提案公募仕様書

1 委託業務名

中東インフルエンサーを活用した観光プロモーション事業

2 事業目的

中東市場で影響力のあるインフルエンサーを招請し、SNS による効果的な発信を行うことで、中東市場からのインバウンド誘客の促進を図るもの。

3 委託業務内容

事業目的を鑑み、中東市場をターゲットに以下の業務を行うこと。

(1) インフルエンサーを活用した県内観光動画の企画・制作

- ・インフルエンサーの撮影行程案を作成すること。なお、行程には、県が取り組むムスリム・フレンドリーの飲食店の紹介を一つ以上含めた内容とすること。
- ・最終的な撮影行程について、県の下承の上、撮影を進めること。
- ・動画制作における取材先の選定やアポイント取りなどの調整業務は、原則として、事業者にて行うこと。

企画提案内容

- ・中東市場の旅行性向や嗜好を踏まえた動画コンセプト、撮影行程案を提案すること

(2) 中東市場で影響力のあるインフルエンサーによる発信

- ・(1) で制作した動画をインフルエンサー自身の SNS で配信すること。
- ・各インフルエンサーが投稿した動画は県公式ホームページや SNS 等への掲載及び県が実施するプロモーションでの使用（イベントでの動画放映など）が可能なものであることを前提とする。また使用において、都度承諾を得る必要がないものとする。

企画提案内容

- ・活用するインフルエンサー案（複数のインフルエンサーを起用しても可）、発信する SNS 媒体、発信回数について、選定理由とともに提案すること。なお、提案に当たっては、フォロワー数、再生回数（見込み）など定量的な数値を可能な限り示すこと。

(3) 業務体制・スケジュール

- ・業務を円滑に実施できるスケジュールおよび業務実施体制を構築すること

企画提案内容

- ・県とインフルエンサーとの意思疎通が迅速かつ円滑に行えとともに、取材先でのトラブルや計画変更など不測の事態に臨機応変に対応できる体制を提案すること。

- ・業務を確実に遂行するためのスケジュールを示すこと。

(4) KPI

企画提案内容

- ・本業務の目的を達成するために必要な KPI (PV 数、エンゲージメント数など) を提案すること。

(5) 独自提案事項

企画提案内容

- ・業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

(6) 見積価格

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

4 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日 (火) まで

5 実績報告

事業実績報告書を作成の上、県の検査を受検し、契約期間内に合格し、業務を完了すること。事業実績報告書は、紙媒体及び USB、外付け HDD など外部記憶媒体により納品すること。なお、事業実績報告書には次の項目を含まなければならない。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務で制作した動画のデータ (MP4 形式にて納入すること)
- ・その他、事業実施の説明に必要な資料
- ・委託業務の実施により生じた全成果物 (動画データ) を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること

6 業務実施にあたっての留意事項

- ・県や動画出演者、撮影先など業務実施に関わる協議を行った場合は、受託者が都度速やかに議事録を作成し、県へ提出すること。
- ・業務運営にあたっては、個人情報の管理に十分注意するとともに、業務上知りえた情報を漏洩してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- ・本業務の遂行において必要な取材等に際して、受託者は事前に該当施設や取材対象者の許可を得ることとする。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾についても受託者において行うものとする。
- ・本業務に係る帳簿及び証拠書類については、委託事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

- ・本仕様書に記載する事項のほか、業務目的の遂行のために有効な方法がある場合は積極的に提案すること。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。